# 2013 年漁業センサス三重県結果概要

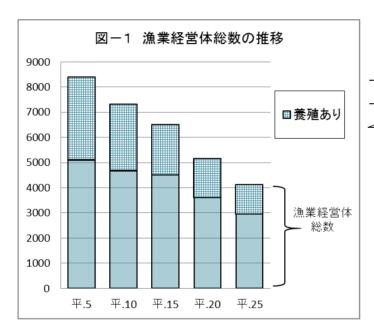
# 海面漁業の生産構造

## 1. 漁業経営体

## (1)総経営体数

平成 25 年 11 月 1 日現在における三重県の海面漁業(含む養殖業)の漁業経営体数は 4,118 経営体で、前回(平成 20 年調査、以下同じ)に比べ 1,037 経営体(20.1%)減少しました。

このうち、養殖業を行っている(魚類等採取も行っている経営体を含む)海面漁業経営体数は 1,167 経営体で前回と比べ 381 経営体(24.6%)減少しました。



### 対前回調査との増減率(%)

平.5	平 . 10	平 . 15	平.20	平.25
	12.8	11.0	20.8	20.1

# 表-1 漁業経営体数の推移

		平.5	平.10	平.15	平.20	平.25
ž	魚業経営体 計	8,383	7,312	6,506	5,155	4,118
	内養殖経営あり	3,286	2,644	2,006	1,548	1,167

### (2)漁業層別・階層別経営体数

### ア 沿岸漁業層

沿岸漁業層の経営体数は 3,932 経営体で前回に比べ 956 経営体 (19.6%) 減少しました。 動力漁船階層をみると 274 経営体 (13.6%) 減少し、特に「総 5 り以上~総 10 り未満」の経 営体の減少数が 112 経営体 (25.3%) と大きく減少しました。

また、海面養殖階層についても 381 経営体 (24.6%) 減少し、特に真珠養殖の減少数が 186 経営体(39.7%)と大きく減少しました。

### イ 中小漁業層 (動力 10 トン以上 1,000 トン未満)

中小漁業層の経営体数は 185 経営体で、前回に比べ 79 経営体(29.9%)減少しました。

### ウ 大規模漁業層(動力1,000トン以上)

大規模漁業層の経営体数は1経営体に減少しました。

表-2 漁業層別·階層別経営体数

区分	平 . 15	平.20	平.25	対比	対差
	<del>"</del> . 15	<del>↑</del> . 20	+ . 25	25/20	25-20
	経営体	経営体	経営体		経営体
(沿岸漁業層)	6,204	4,888	3,932	80.4%	956
海面漁業漁船使用	4,198	3,340	2,765	82.8%	575
漁船非使用	546	359	302	84.1%	57
無動力漁船のみ	6	4	2	50.0%	2
船外機付漁船		792	601	75.9%	191
動力漁船使用(総10トン未満)	3,429	2,009	1,735	86.4%	274
総3トン未満	2,419	992	912	91.9%	80
総3トン以上~総5トン未満	540	574	492	85.7%	82
総5トン以上~総10トン未満	470	443	331	74.7%	112
定置網・地びき網	217	176	125	71.0%	51
海面養殖	2,006	1,548	1,167	75.4%	381
のり類養殖	604	517	444	85.9%	73
かき養殖	236	230	210	91.3%	20
真珠養殖	688	469	283	60.3%	186
わかめ類養殖	73	48	36	75.0%	12
ぶり類養殖	20	12	10	83.3%	2
まだい養殖	287	187	115	61.5%	72
その他の養殖	98	85	69	81.2%	16
(中小漁業層)	299	264	185	70.1%	79
動力漁船使用(総10トン以上~総1,000トン未満)	299	264	185	70.1%	79
総10トン以上~総20トン未満	186	176	110	62.5%	66
総20トン以上~総50トン未満	52	48	43	89.6%	5
総50トン以上~総100トン未満	36	23	16	69.6%	7
総100トン以上~総1,000トン未満	25	17	16	94.1%	1
(大規模漁業層)	3	3	1	33.3%	2
動力漁船使用(総1,000トン以上)	3	3	1	33.3%	2
	6,506	5,155	4,118	79.9%	1,037

平成15年は船外機付漁船は3t未満に含まれている。

### (3)経営組織別経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体数は 3,995 経営体で前回に比べ、1,003 経営体 (20.1%)減少し、団体経営体数は 123 経営体で前回より 34 経営体 (21.7%)減少しました。

### ア 個人経営体

個人経営体を専兼業別にみると、専業は 2,461 経営体と前回に比べ 176 経営体(6.7%)減少し、兼業は 1,534 経営体と前回に比べ 827 経営体(35.0%)減少しました。

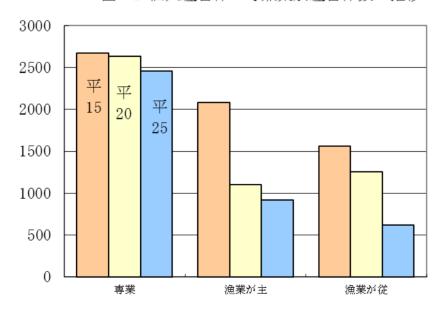
特に兼業のうち「自営漁業が従」の経営体数が 617 経営体となり、前回と比べ 642 経営体 (51.0%) と大きく減少しました。

また、後継者のいる個人経営体は399経営体で、前回と比べ206経営体(34.0%)減少しました。

	区分		平 . 20	平 . 25	対比	対差
	区刀	平 . 15	+	<del> </del>	25/20	25-20
		経営体	経営体	経営体		経営体
個人	経営体	6,312	4,998	3,995	79.9%	1,003
専	「業(自営漁業のみ)	2,672	2,637	2,461	93.3%	176
兼	業	3,640	2,361	1,534	65.0%	827
	自営漁業が主	2,081	1,102	917	83.2%	185
	自営漁業が従	1,559	1,259	617	49.0%	642
	•					
後	継者あり	668	605	399	66.0%	206

表-3 経営組織別経営体数(個人経営体)





### イ 団体経営体

団体経営体を組織別にみると、最も多い共同経営は前回より 26 経営体 (29.9%)減少して 61 経営体に、漁業協同組合は 1 経営体のみになりました。

区分	平 . 15	平.20	平 . 25	対比 25/20	対差 25-20
	経営体	経営体	経営体		経営体
団体経営体	194	157	123	78.3%	34
会社	68	64	59	92.2%	5
漁業協同組合	8	3	1	33.3%	2
漁業生産組合	3	2	2	100.0%	0
共同経営	108	87	61	70.1%	26
その他	7	1	-	1	1

表-4 経営組織別経営体数(団体経営体)

### (4)漁獲販売金額別経営体数

5000万円以上

漁獲販売金額別の経営体数を前回と比べてみると、「100 万円未満」が 261 経営体(17.2%)、「100 万~500 万円未満」が 259 経営体 (13.3%)、「500 万~1,000 万円未満」が 273 経営体 (30.2%) というように、すべての階層で減少しています。

区分	区分 平.15	平 . 20	平 . 25	対比	対差
区力	+ . 13	+ , 20	+ , 25	25/20	25-20
	経営体	経営体	経営体		経営体
漁業経営体	6,506	5,155	4,118	79.9%	1,037
100万円未満	1,977	1,518	1,257	82.8%	261
100万~500万円未満	2,501	1,948	1,689	86.7%	259
500万~1000万円未満	960	905	632	69.8%	273
1000万~5000万円未満	020	667	151	67.6%	216

139

表-5 漁獲販売金額別経営体数

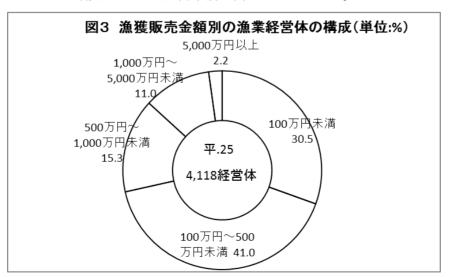
また、漁獲販売金額別の経営体の構成は、「100万円未満」が全体の30.5%、「100~500万円未満」が41.0%と7割以上が500万円未満で占められています。

117

89

76.1%

28



# 2. 漁業就業者数

## (1) 漁業就業者数

漁業就業者数(漁業の海上作業に 30 日以上従事 したもの) は、7,791 人で前回に比べて 2,156 人 (21.7%) 減少しました。

漁業就業者の男女比は男 72.8%・女 27.2%で、 年齢別構成は 75 歳以上が 20.6%、60~74 歳が 41.1%と 60 歳以上で 6 割を超えています。

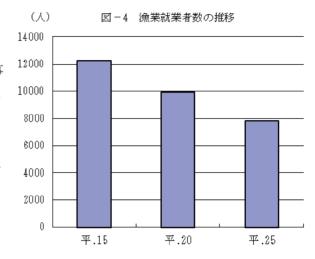


図-5(a) 漁業就業者の男女割合

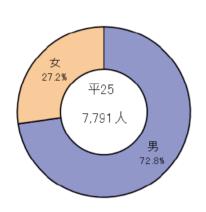


図-5(b) 漁業就業者の年齢別構成 ■15~24歳 ■25~39歳 ■40~59歳 ■60~74歳 ■75歳以上



表-6 年齢階層別漁業就業者数

_									
		区	分		平. 15	平. 20	平. 25	対比 25/20	対差 25−20
⊢						-	- 1	23/20	
l					人	人	人		人
計					12,261	9,947	7,791	78.3%	△ 2,156
1	15	~	24	歳	155	140	143	102.1%	3
l	25	~	39	歳	1,048	731	573	78.4%	△ 158
1	40	~	59	歳	3,832	3,084	2,265	73.4%	△ 819
1	60	~	74	歳	6,239	4,658	3,204	68.8%	△ 1,454
	75	歳	以	上	987	1,334	1,606	120.4%	272
男					8,518	6,937	5,671	81.8%	△ 1,266
1	15	~	24	歳	149	134	137	102.2%	3
1	25	~	39	歳	871	609	517	84.9%	△ 92
1	40	~	59	歳	2,555	2,165	1,703	78.7%	△ 462
1	60	~	74	歳	4,170	3,006	2,090	69.5%	△ 916
	75	歳	以	上	773	1,023	1,224	119.6%	201
女					3,743	3,010	2,120	70.4%	△ 890
1	15	~	24	歳	6	6	6	100.0%	0
	25	~	39	歳	177	122	56	45.9%	△ 66
	40	~	59	歳	1,277	919	562	61.2%	△ 357
	60	~	74	歳	2,069	1,652	1,114	67.4%	△ 538
	75	歳	以	上	214	311	382	122.8%	71

### (2) 自営・雇われ別漁業就業者数

自営・雇われ別にみると、「自営漁業のみに従事」は 5,813 経営体と前回と比べて 1,891 経営体 (24.5%)減少し、「漁業雇われ」は 1,978 経営体と前回と比べて 265 経営体 (11.8%)減少しました。

表_7	白台,	雇われ別漁業就業者数	
4V = 1	=		

	区分	平 . 15	平.20	平 . 25	対比 25/20	対差 25-20
海当	 美就業者	人 12,261	人 9,947	人 7,791	78.3%	人 2,156
<i>//////</i>	男	8,518	6,937	5,671	81.8%	1,266
	<u>女</u> 自営 <u>漁業のみに従事</u>	3,743 10,093	3,010 7,704	2,120 5,813	70.4% 75.5%	890 1,891
	男女	6,499 3,594	5,004 2,700	3,953 1,860	79.0% 68.9%	1,051 840
	漁業雇われ	2,168	2,243	1,978	88.2%	265
	男   女	2,019 149	1,933 310	1,718 260	88.9% 83.9%	215 50

# 3. 使用漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、かつ調査期日現在保有している漁船の使用隻数は7,791隻で前回に比べ2,484隻(24.2%)減少しました。

漁船を種類別でみると、無動力漁船が 157 隻、 船外機付漁船が 3,974 隻、動力漁船が 3,660 隻と なり、すべて前回より減少しました。

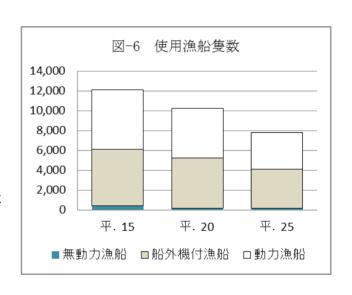


表-8 使用漁船隻数

	区分	平.15	平.20	平 . 25	対比 25/20	対差 25-20
		隻	隻	隻		隻
計		12,108	10,275	7,791	75.8%	2,484
	無動力漁船	404	177	157	88.7%	20
	船外機付漁船	5,702	5,065	3,974	78.5%	1,091
	動力漁船	6,002	5,033	3,660	72.7%	1,373
	合計トン数(単位:t)	38,396	31,804	21,802	68.6%	10,002
	1隻あたり平均トン数(単位:t)	6.4	6.3	6.0	95.2%	0.3

### 用語等の解説

### 海面漁業経営体調査

海面漁業

海面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

過去1年間

平成24年11月1日~平成25年10月31日の期間

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水協法第2条に規定する漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁業協同組合 連合会(以下「漁連」という。)をいう。

漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共同経営

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有 し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているも のをいう。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用 した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(1) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により決定した経営体階層。

上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。

漁業層

沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面 養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層 大規模漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

漁獲物・収穫物の販 売金額 過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額(消費税を含む。)をいう。

漁業就業者 自営漁業のみ 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業 には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業雇われ

漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、 新たに漁業を始めた者、 他の仕事が主であったが漁業が主となった者、 普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業 に30日以上従事した者を新規就業者とした。

漁業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船 (遊漁のみに 用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等 ) は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに 限定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船船外機付漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船と

した。

#### 漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全 ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含 める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者 となる。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船 の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚 が入るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも 含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
  - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
  - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
  - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の 海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
  - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)での全ての作業
  - b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除
  - c 池及び水槽の見回り
  - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
  - e 収獲物の取り上げ作業

# 個人経営体の専兼業 分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

### 兼業の種類

自営業

水産加工業

水産加工業とは、水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物

を自営以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内(屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者(家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

民宿

旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第 三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にか かわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、 釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること(船釣り、瀬渡し 等)をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。

その他

上記以外の自営業。

勤め

賃金報酬を得ることを目的として、雇われて仕事に従事した世帯員がいる場合をいう。

### 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

#### 世代構成別

一世代個人経営

漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の 兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。

二世代個人経営

一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加 えた世帯員構成で行う経営をいう。

三世代等個人経営

三世代等個人経営とは、一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

### 自営漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。